

宮津市公報

平成23年12月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市企画総務室発行

目次

告 示

- 129 宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物
処理手数料の徴収及び収納の事務に係る収入事務受託者の代表者の変更 1
- 130 宮津市議会定例会の招集 1

公 告

- 38 宮津市職員採用試験第1次試験の合格者 1
- 39 市有土地・建物売払の一般競争入札 1
- 40 条件付一般競争入札の実施（宮津駅前駐車場改修工事の請負契約） 4

教育委員会

《規則》

- 5 宮津市教育委員会基本規則の一部を改正する規則 6
- 6 宮津市スポーツ推進委員に関する規則 7

《告示》

- 14 宮津市教育委員会定例会の招集 8

《訓令》

- 1 宮津市教育委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程 8

選挙管理委員会

《告示》

[宮津市公報第777号登載漏れ分 告示第42号及び第43号]

- 42 宮津市選挙管理委員会の委員長及び同職務代理者の決定 8
- 43 京都海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧 8
- 44 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録した者の縦覧 9

農業委員会

《告示》

- 11 宮津市農業委員会総会の招集 9
- 12 宮津市農業委員会総会の招集 9

告 示

宮津市告示第129号

平成23年4月1日付け宮津市告示第49号で告示した宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を委託した者から、代表者の変更の届出があったので次のとおり告示する。

平成23年11月4日

宮津市長 井上正嗣

記

- 1 変更事項
委託者の氏名
変更前 ミニストップ丹後由良店 店長 森 下 和 哉
変更後 ミニストップ丹後由良店 店長 系 井 克 美
- 2 変更日
平成23年11月1日

* * *

宮津市告示第130号

平成23年第5回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年11月24日

宮津市長 井上正嗣

- 1 期 日 平成23年12月1日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂

公 告

宮津市公告第38号

平成24年度宮津市職員採用候補者名簿登載試験第1次試験に合格した者の受験番号及び第2次試験の実施要領は、次のとおりである。

平成23年11月4日

宮津市長 井上正嗣

第1次試験に合格した者の受験番号

A1001	A1002	A1003	A1006
A1007	A1008	A1010	A1011
A1020	A1024	A1028	A1032
A1033	A1038		

第2次試験の実施要領

1 個別面接

(1) 日時 平成23年11月25日（金）午前9時～

(2) 場所 宮津市字柳縄手345番地の1
宮津市役所

2 身体検査

健康診断書により行います。

* * *

宮津市公告第39号

市有土地・建物売払について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告する。

平成23年11月4日

宮津市長 井上正嗣

1 入札に付する事項

(1) 売払物件

物件番号	財産名称	所在地	種類	面積	予定価格 (最低売却価格)
1	柳縄手	宮津市字柳縄手325番11	宅地	281.19㎡	18,249,000円
2	馬場先 -	宮津市字宮村小字馬場先1300番 1	宅地	276.58㎡	12,899,000円
5	鶴賀 -	宮津市字鶴賀2079番 3	宅地	162.79㎡	9,458,000円
6	鶴賀 -	宮津市字鶴賀2079番 6	宅地	130.56㎡	8,068,000円
10	惣	宮津市字惣小字左惣鼻427番 3 他 2筆	宅地	194.95㎡	5,162,000円
			建物	延べ床(33.84㎡)	
11	東波路	宮津市字波路小字ランバ102番46	宅地	196.44㎡	6,561,000円
12	喜多	宮津市字喜多小字禮場1291番 3	宅地	133.86㎡	3,758,000円
			建物	延べ床(85.18㎡)	
13	須津商業地	宮津市字須津2665番19	宅地	236.90㎡	8,978,000円

(2) 売却に関する条件

ア 売払物件は現状有姿で、登記簿の面積（未登記の建物は市において記載した面積）によるものと、実測面積と違いが生じてても、売買代金の精算は行わない。

入札後において、数量の増減又はかしの発見による売買代金の変更、損害賠償の請求又は契約の解除の申出はできないものであること。

イ 物件番号10及び12の建物（12は未登記）は、築後年数を経過しており、摩耗・老朽化しているため、現状のままでの使用は困難と判断される。

ウ 用途指定 物件番号1、2、5、6、10、11及び12は無。ただし、落札者がその落札した物件を公序良俗に反する用途に供する恐れがあると認められるときは、契約を締結しない場合がある。物件番号13は有。商業目的での活用に限る。

エ 物件に係る法的規制、現況その他必要な事項は、各自で調査すること。

2 入札の参加申込み

入札に参加しようとする者は、次により参加申込みをする。

(1) 受付期間

持参の場合：平成23年11月7日（月）から平成23年12月7日（水）までの毎日午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）ただし、12月7日(水)は、午前10時まで

郵送の場合：平成23年11月7日（月）から平成23年12月5日（月）まで

(2) 受付場所 宮津市財務室管財契約係

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 誓約書

ウ 郵送による申込みの場合は、配達証明で郵送すること（受付期間内に宮津市財務室管財契約係要必着）。なお、申込書の記載不備や提出書類が具備されていないものは、受付ができないものであること。

3 売払物件の現地案内

平成23年11月7日（月）から平成23年12月5日（月）までの間（午前9時から午後5時まで）物件所在地において、物件の概要説明を随時行うので、希望日の前日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までに申し込むこと。

申込先：宮津市財務室管財契約係 電話0772-45 - 1611

4 入札の日時及び場所

(1) 日 時 平成23年12月7日（水） 午前10時30分開始 物件番号順に行う。

受付を午前9時から午前10時までに行うこと。

(2) 場 所 宮津市役所本館南棟1階第2会議室

なお、代理人により入札をしようとするときは、委任状の提出が必要であること。

5 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金の100分の5以上の額（円未満切上げ）とする。

(2) 入札保証金は、落札者を除き、入札終了後速やかに返還する。

(3) 落札者が本契約を締結しないとき（落札後、本公告7各号に該当しない者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第4項の規定により、入札保証金は宮津市に帰属し、返還しないものであること。

(4) 入札保証金には、利子は付与しない。

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者の入札、又は委任状を提出していない代理人の入札

(2) 指定の時刻までに提出しなかった入札

(3) 所定の入札書によらない入札

(4) 入札保証金を預けていない者の入札

(5) 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札

(6) 予定価格を下回る額の入札

(7) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札

(8) 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札

(9) 入札金額、入札者又はその代理人の氏名、その他主要部分が識別し難い入札

(10) 入札金額を訂正した入札

(11) 入札者又は代理人が同一物件について1人で2枚以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札

(12) 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札

(13) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札

(14) 平成23年度第3回市有等土地・建物売払入札要綱に違反した入札

7 入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれにも該当しない者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ほか、次に掲げる者

ア 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

注）「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ウ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

注) 役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

- (3) 前号に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体及び当該団体の役員及び構成員
- (5) 地方自治法第238条の3に定められた公有財産に関する事務に従事する者

8 落札者の決定

予定価格以上で、最高の価格で入札をした者を落札者とする。ただし、最高価格の入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

9 契約の締結

- (1) 落札者は、落札の決定の日の翌日から7日以内に契約を締結すること。
- (2) 売買代金の支払日については、納入通知日から14日以内とする。
- (3) 落札者は、契約保証金として契約金額の100分の5に相当する額（円未満切上げ）を本契約の締結と同時に宮津市に納付すること。
- (4) 契約保証金は、売買代金の完納時に返還するものであること（売買代金の一部に充当することができる。）
- (5) 契約不履行を理由に宮津市が契約を解除した場合は、契約保証金は宮津市に帰属し、返還しないものであること。
- (6) 契約保証金には、利子は付与しないものであること。

10 権利義務譲渡の禁止

落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

11 その他

入札及び契約に関して必要な事項は、地方自治法、地方自治法施行令、宮津市財務規則及び平成23年度第3回市有等土地・建物売払入札要綱に定めるところによる。

12 入札に関する問合せ先・郵送先

〒626 - 8501 宮津市字柳縄手345- 1
宮津市財務室管財契約係 電話0772 - 45 - 1611
* * *

宮津市公告第40号

条件付一般競争入札の実施について

宮津駅前駐車場改修工事（宮都駐第1号）の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により次のとおり公告する。

平成23年11月28日

宮津市長 井上正嗣

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 宮津駅前駐車場改修工事
 - (2) 工事番号 宮都駐第1号
 - (3) 工事場所 宮津市字鶴賀地内
 - (4) 工事概要 駐車券発行機1台・全自動精算機1台
他システム一式及び土木工事一式
 - (5) 工事期間 契約日の翌日から平成24年3月23日まで
- #### 2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
- 担当室 宮津市建設室（監理係）
宮津市役所本館南棟3階
- 郵便番号 626-8501
所在地 京都府宮津市字柳縄手345-1
電話番号 0772-45-1628
FAX番号 0772-22-2890
E-mail kanri@city.miyazu.kyoto.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 許可の種類 機械器具設置工事業に係る建設業の許可
- (2) 許可業種 機械器具設置工事
- (3) 総合評定値 機械器具設置工事の総合点が800点以上
- (4) 営業所所在地 日本国内（全国）に本社・営業所を置く者
- (5) 施工実績 平成13年以降に、駐車場自動化機器工事で元請負又は一次下請けで組立・据付及び保守点検の実績があること。
- (6) 配置予定技術者 主任技術者として「機械器具設置工事」に係る主任技術者資格を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に専任で配置できること。
- (7) その他 「条件付一般競争入札実施要領」第3条第1項に示す事項のとおり。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）
- (2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料
 - ア 同種工事の施工実績調書（別記様式2）

3に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を少なくとも1件記載すること。

イ 配置予定技術者調書（別記様式3）

3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者（以下「技術者」という。）の資格及び工事の経験を記載すること。この場合において、技術者が入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、すべての候補者について条件を満足していなければならない。

なお、調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事との重複及び営業所専任技術者の配置は認めない。

また、施工に当たって調書に記載した技術者の変更ができるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。

技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

ウ 確認資料

アの同種工事の施工実績及びイの技術者の経験として記載した工事に係る契約書の写し及び当該工事の規模等の設計条件が判明できる最小限の図書等の写しを提出すること。

また、イの技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写しを提出すること。

5 入札手続等

- (1) 入札参加資格確認申請書等の配布期間
平成23年11月29日（火）午前9時から
平成23年12月9日（金）午後5時まで（ただし、期間中の土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く。）
- (2) 設計図書等の閲覧期間
平成23年11月29日（火）午前9時から
平成23年12月14日（水）午後5時まで
閲覧場所 2に示す担当室に同じ
 - *) 設計図書は希望者に有償で交付する。FAXで申し込み、交付期間内に購入すること。
申込先 2に示す担当室に同じ
購入申込期限 平成23年12月12日（月）午後5時まで
交付日時 平成23年12月14日（水）午前9時から午後5時まで
- (3) 入札参加資格確認申請書等の受付
平成23年11月29日（火）午前9時から
平成23年12月9日（金）午後5時まで
- (4) 質問の受付
設計図書に関する質問

- 平成23年12月14日（水）まで
- (5) 回答の閲覧
設計図書に関する回答
平成23年12月16日（金）
*）申請書、入札等に関する質問は随時口頭により回答する。
- (6) 入札参加者は、入札書と併せてその内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。
- (7) 入札日時及び場所
平成23年12月20日（火）午後1時15分
宮津市役所本館南棟1階第2会議室
- 6 入札参加資格の確認
入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加者資格の確認について別途通知する。
- 7 落札者の決定方法
宮津市財務規則第110条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。
- 8 入札保証金及び契約保証金に関する事項
(1) 入札保証金については免除する。
(2) 契約保証金については、落札者は請負代金の100分の10以上の額を契約の締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。ただし、請負代金の額が300万円未満の場合は、これによらないことができる。
- 9 支払条件
(1) 前払金
請負代金の4割以内とし、支出限度額は1億円とする。
*）工事請負代金300万円以上の場合に適用する。
(2) 部分払
請負代金額が300万円以上の場合に適用し、部分払いは3回までとする。
- 10 その他
(1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当該工事に配置すること。
(2) その他については、宮津市財務規則及び「条件付一般競争入札実施要領」の規定に示すとおりとする。
*）技術者の配置については、宮津市ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

教育委員会

《規則》

宮津市教育委員会基本規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月25日

宮津市教育委員会
委員長 生駒正子

宮津市教育委員会規則第5号

宮津市教育委員会基本規則の一部を改正する規則

宮津市教育委員会基本規則（昭和31年教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第7号中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市スポーツ推進委員に関する規則をここに公布する。

平成23年11月25日

宮津市教育委員会

委員長 生 駒 正 子

宮津市教育委員会規則第 6 号

宮津市スポーツ推進委員に関する規則

宮津市体育指導委員に関する規則（昭和37年教委規則第 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第 2 項の規定に基づき、スポーツ推進委員に関し、必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第 2 条 スポーツ推進委員は、本市におけるスポーツの推進に関し、次に掲げる職務を行う。

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (2) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (3) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (4) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (5) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じて協力すること。
- (6) 住民一般に対して、スポーツについての理解を深めること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進のための指導助言を行うこと。

（定数）

第 3 条 スポーツ推進委員の定数は、20人以内とする。

（任期）

第 4 条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（服務）

第 5 条 スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

- 2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。
- 3 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（研修）

第 6 条 スポーツ推進委員は、常に、その職務の遂行に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

（その他）

第 7 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 スポーツ基本法の施行の際現に体育指導委員である者で同法附則第 4 条の規定によりスポーツ推進委員とみなされたものの任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、同法の施行の日における体育指導委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

* * *

〈告示〉

宮津市教育委員会告示第14号

平成23年第13回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成23年11月15日

宮津市教育委員会

委員長 生駒 正子

1 日時 平成23年11月24日(木)午前10時

2 場所 宮津市役所 第6会議室

* * *

〈訓令〉

宮津市教育委員会教育長訓令甲第3号

庁中一般

各教育機関

宮津市教育委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年11月25日

宮津市教育委員会

教育長 横山 光彦

宮津市教育委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

宮津市教育委員会事務局事務分掌規程(昭和60年教育長訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第3条社会教育係の項第11号中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

附 則

この規程は、平成23年11月25日から施行する。

選挙管理委員会

〈告示〉

宮津市選挙管理委員会告示第42号

平成23年10月7日招集の宮津市選挙管理委員会において、次の者が委員長及び同職務代理者に決定したので、宮津市選挙管理委員会規程(昭和60年選管規程第1号)第5条の規定により告示する。

平成23年10月7日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀口 善一

委員長

住所 宮津市字中津305番地

氏名 堀口 善一

委員長職務代理者

住所 宮津市字須津1040番地

氏名 小谷 久代

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第43号

平成23年9月1日現在で調整した京都海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を、次のとおり縦覧に供する。

平成23年10月14日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀口 善一

- 1 縦覧の期間 平成23年10月20日から11月3日まで
- 2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1
(宮津市役所内)
宮津市選挙管理委員会事務局

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第44号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面並びに第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成23年11月25日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

- 1 縦覧の期間 平成23年12月3日から12月7日まで
- 2 縦覧の場所 宮津市柳縄手345番地の1
(宮津市役所内)
宮津市選挙管理委員会事務局

農 業 委 員 会

《 告 示 》

宮津市農業委員会告示第11号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成23年11月4日

宮津市農業委員会
会長 小 嶋 保 徳

- 1 日 時 平成23年11月14日(月) 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題
議第28号 農地法第3条の許可申請に係る許可について
議第29号 非農地証明について
議第30号 平成24年度宮津市農業関係予算と施策に関する要望について

* * *

宮津市農業委員会告示第12号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成23年11月30日

宮津市農業委員会
会長 小 嶋 保 徳

- 1 日 時 平成23年12月7日(水) 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題
議第31号 農地法第3条の許可申請に係る許可について
議第32号 非農地証明について
議第33号 宮津農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見について
議第34号 農用地利用集積計画について